

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第436号 平成24年11月15日

例外が本流に？

法務省の発表によると、今年の司法試験の為の「予備試験」について219人（合格率3%）が合格し、昨年（116人、合格率1.8%）と比較して大幅に増えた事が分かりました。

この「予備試験」というのは、法科大学院修了者以外でも、この試験に合格すれば司法試験の受験資格が得られるというものです。本来は、経済的な事情で法科大学院に通えない人や社会人を対象に例外的に設けられた措置ですが、受験資格に制限がないため、学費や時間を節約できる「抜け道」として人気が高まりつつあるようです（11月9日付朝日新聞）。

実際、今回の試験でも、修了すれば司法試験を受けられるはずの法科大学院生が受験しており、合格者全体の約3割を占めているといわれています。

また、今年の司法試験では、法科大学院修了者の合格率が24.6%（合格者2044人）だったのに対して予備試験組が68.2%（58人）と、合格率に倍以上の開きがあったことは、法科大学院関係者にはショックだったと思います。

このままでは、例外が例外でなくなるかも知れません。こうした状況について、法科大学院協会の中山幸二事務局長（明大教授）は、「予備試験ルートが本流になりかねない。暗記中心の旧試験の反省から法科大学院ができたのに、試験エリートの養成に陥っている。予備試験の受験に大学卒業の条件や年齢制限を設けるべきだ」と述べています。

法科大学院を運営する側からすると、ただでさえ定員割れを起こしている法科大学院がますます窮地に陥ると、心穏やかな状況ではない事は分かります。しかし、予備試験の受験資格を制限したからといって、問題の本質が解消するわけではありません。

つまり、司法試験は法科大学院修了者が受験するという原則がありながら、現実には、法科大学院が司法試験に対して十分機能を発揮しているようには見えません。仮に、予備試験を法科大学院の入学試験と同じものと考えた場合、予備試験組の合格率は法科大学院にとっては脅威に違いないでしょう。

司法試験のあり方も問われるところですが、何よりも、法科大学院が自分達の教育の質やレベルを直視しない限り、構図は変わらないと思います。

日本版ロー・スクールともいふべき法科大学院は、2004年4月に制度化されたものです。

当時、法科大学院の制度化に当たっては、賛否様々な議論があったようです。

大学関係者には、司法試験を受験しようとする者がいわゆる司法試験予備校に依存せざるを得ない状況への危機感があったのではないかと考えられます。つまり、受験予備校で勉強しなければ司法試験に受からないとすれば、大学教育の意義が問われることになるからです。また、受験予備校で受験技術を身につけて司法試験に合格する、こうした合格者の増加は法曹の質的低下につながるという判断もあったといわれています。勿論、受験予備校が法曹の質を落としているのかどうか、確たるものは何処にもありませんが。

法科大学院は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」において「専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする」と定められています。制度導入の検討当初は、法科大学院修了者の7～8割ぐらいが司法試験に合格できるよう充実した教育を行うべきであるという考えもあったようですが、現実には、それとは程遠い結果となっています。この為、司法試験を目指す者の中には、受験予備校に通う者が少なくないといわれています。

法科大学院が、2年ないし3年という時間と、数百万円もの負担を学生に負わせながら、なお期待された成果を出せないとするなら、法科大学院そのもののあり方を検証し、見直す必要があるのではないのでしょうか。

そうする事無しに、予備試験の有り方を問題にするというのであれば、それは既得権を擁護しようという事と変わらないのではないかと思います。

(塾頭：吉田 洋一)